

第16 災害対策本部関係

1 災害対策本部等設置基準及び非常配備基準

災害対策本部の設置については、下表の内容を設置基準の原則とするが、災害等の状況により弾力的な運用をする。ただし、市内が災害により何らかの被害が生じた情報を得た場合は、予警報等の状況に関わらず、災害対策本部を設置する。

配備体制	配置基準	本部組織及び配備人員	摘要
準備体制	1 次の各警報の1以上が本市を除く東三河南部の市に発表され、かつ、本市に災害が発生するおそれがあるとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報	【災害対策本部準備】 ・防災対策課職員(2班体制とし、状況により1班で対応) ・消防署指揮係(当務)	・状況に応じ、関係部署と連携し情報収集に当たり、災害対策本部設置に移行できる体制とする。 ・愛知県東三河南部を除く県内に警報が発表されたときは、状況により対応する。 ・気象庁が発表する危険度分布を参考とする。
	2 県内で「震度4」以上を観測した地震が発生したとき		
	3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき		
第1非常配備(連絡体制)	1 次の各警報の1以上が本市に発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報	【災害対策本部設置】 準備体制に加え ・本部長 ・各課非常連絡員 ・排水機要員・排水ポンプ要員(大雨警報、洪水警報、高潮警報発表時又は発表が予想される場合) ・消防本部(消防課長、予防課長、消防署長、赤羽根分署長、渥美分署長) ・その他必要な課職員	・情報連絡活動等を実施し、状況により、警戒体制に移行できる体制とする。
	2 愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき		
	3 県外の原子力施設において緊急事態区分(警戒事態)の事象が発生したとき		
第1非常配備(警戒体制)	1 次の各警報の1以上が本市に発表され、かつ、本市に災害が発生するおそれがある場合又は発生したとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報	【災害対策本部設置】 ・上記に加え、各部署の第1非常配備員(管理職以上の職員、各施設長、企画部・総務課・人事課・財政課・消防本部の主査以上の職員、都市建設部の第1非常配備の職員、主任保育士)	・災害警戒活動等を実施し、状況により、高度な配備体制に移行できる体制とする。 ※配置基準1による第1非常配備員(警戒体制)の参集に当たっては、本部からの指示による(職員参集メール等)。
	2 本市で「震度4」を観測した地震が発生したとき		
	3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき		
	4 愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき		
	5 県外の原子力施設において緊急事態区分(施設敷地緊急事態及び全面緊急事態)の事象が発生したとき		
第2非常配備	1 次の各警報の1以上が本市に発表され、かつ、本市に相当の災害が発生するおそれのある場合又は発生したとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報	【災害対策本部設置】 ・上記に加え、各部署の第2非常配備員 ・消防部(全ての職員) ・その他必要な課職員	・各部署の少数の人員をもって警戒活動・応急活動を実施する。また、状況により速やかに第3非常配備に移行できる体制とする。 ※配置基準1・2による第2非常配備員の参集に当たっては、本部からの指示による(職員参集メール等)。
	2 本市で「震度4」を観測した地震が発生し、かつ、相当規模の災害が発生するおそれのあるとき		
	3 愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報が発表され、かつ、本市に災害が発生する恐れがある場合又は発生したとき		
	4 県外の原子力施設において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本市に災害が発生すると予想される場合		
第3非常配備	1 本市に大雨、暴風、高潮、波浪等の特別警報が発表された場合	【災害対策本部設置】 ・全ての職員	・全職員をもって、直ちに活動できる完全な体制とする。 ※配置基準2・3による第3非常配備員の参集に当たっては、本部からの指示による(職員参集メール等)。
	2 市内の全域にわたって大規模な災害が発生すると予想される場合、又は一部地域において甚大な被害が予想される場合		
	3 市内で大規模な災害が発生したとき		
	4 愛知県外海又は伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき		
	5 本市で「震度5弱」以上を観測した地震が発生したとき		
	6 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき		
	7 県外の原子力施設において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、本市に甚大な被害が予想される場合		

◎備考 ・上記の基準によりがたいと認める場合においては、臨機応変な配備体制を備えるものとする。

・参集場所は、原則として各職員が勤務する場所とする。ただし、大津波警報発表時で勤務地が津波浸水想定区域内の場合、又は、勤務地への参集が困難な場合は、最寄りの本庁舎、渥美支所とする。

2 災害対策本部の組織及び所掌業務表

部名	班名	班構成	所掌業務
共通事項			<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の管理に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 関係機関への支援・協力要請に関する事。 4 本部事務局の協力に関する事。 5 他の部署の協力に関する事。
防災局 部長 防災局長 副部長 防災対策課長 (兼)	本部事務局 班長 防災対策課長 副班長 防災対策課専門官	防災対策係 応援職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部に関する事。 2 非常配備体制に関する事。 3 被害状況の取りまとめに関する事。 4 災害応急対策の取りまとめ及び対応指示に関する事。 5 気象情報及び災害情報の収集伝達に関する事。 6 各部及び部内各班の連絡調整に関する事。 7 市民等からの通報受付に関する事。 8 受援の取りまとめに関する事。 9 コミュニティ協議会への避難所開設・閉鎖の連絡に関する事。 10 防災対策機器の保守・整備に関する事。 11 その他各部に属さない業務に関する事。
企画部 部長 企画部長 副部長 次長兼企画課長 (兼)	庶務班 班長 次長兼企画課長 副班長 地域戦略係長	企画係 地域戦略係 協働係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用・申請に関する事。 2 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 3 他の自治体（県を含む。）との連絡調整に関する事。 4 国・県等関係機関の現地視察の受入に関する事。 5 食料及び生活必需品等のニーズの把握・調査及び配分計画に関する事。 6 受援（物的支援）の取りまとめに関する事。
	広報班 班長 広報秘書課長 副班長 係長	広報秘書係	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事。 2 報道機関に対する情報の提供その他連絡に関する事。 3 災害に関する状況の発表に関する事。 4 災害広報に関する事。 5 広報的観点からの災害状況の撮影・収集及び活動記録等の取りまとめに関する事。 6 外国人の支援に関する事。
総務部 部長 総務部長 副部長 会計管理者	総務班 班長 次長兼総務課長 副班長 監査委員事務局長	総務係 地域行政係 監査委員事務局 専門官 監査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班、防災関係機関との情報収集・整理・伝達に関する事。 2 自主防災組織（各地域）との連絡調整に関する事。 3 交通安全施設の災害対策及び復旧に関する事。 4 国・県・他自治体への応援要請に関する事。 5 他の自治体応援職員等の受入・宿泊手配等に関する事。 6 市民の安否確認に関する事。
	人事管理班 班長 人事課長 副班長 係長	人事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員・勤務及び職員の派遣に関する事。 2 職員及び家族の安否確認に関する事。 3 労務の供給、就業計画に関する事。 4 職員の健康管理・メンタルヘルスに関する事。 5 職員用の食料・飲料水に関する事。 6 受援（人的支援）の取りまとめに関する事。
	情報システム班 班長 次長兼総務課長（兼） 副班長 情報システム係係長	情報システム係	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政情報システム及び住民情報に関する事。 2 庁内 LAN を始めとする情報システム及び情報機器の整備に関する事。 3 他システムの緊急構築に関する事。

部 名	班 名	班構成	所掌業務
	財政班 班長 財政課長 副班長 契約検査課長	財政係 管財係 契約検査係	1 来庁者の避難誘導、庁内負傷者の応急救護に関する事 2 庁舎機能の維持・復旧に関する事 3 被害状況の取りまとめ、記録並びに報告に関する事 4 災害対策に伴う予算経理に関する事 5 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事 6 車両の管理及び配車計画に関する事 7 災害用自動車の借り上げに関する事 8 緊急輸送車両の確認及び確認の申請に関する事 9 災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事 10 義援金等の広報及び配布事務に関する事
	被災調査班 班長 税務課長 副班長 収納課長	市民税係 資産税係 収納係	1 被災状況（住家等）の調査及び減免に関する事
	会計班 班長 会計課長 副班長 係長	会計係	1 義援金等の受付及び出納に関する事 2 災害対策に伴う金銭出納に関する事
市民環境部 部長 市民環境 部長 副部長 廃棄物対 策課長 (兼)	罹災証明班 班長 市民課長 副班長 市民係長	戸籍係 市民係	1 罹災者台帳の作成に関する事 2 罹災証明書等の交付等に関する事
	物資班 班長 保険年金課長 副班長 保険税係長	国保年金係 保険税係 医療係	1 備蓄品の仕分け・配送に関する事 2 物資の受入・仕分け・配送に関する事
	環境班 班長 環境政策課長 副班長 環境衛生係 長	環境衛生係 ゼロカーボン 推進係	1 災害時における公害発生防止及び被害調査等と被害状況の取りま とめに関する事 2 遺体の収容及び検視検案場に関する事 3 遺体の埋火葬に関する事 4 防疫に関する事 5 防疫薬剤、資機材の確保及び配分に関する事
	廃棄物班 班長 廃棄物対策課長 副班長 資源循環係 長	資源循環係 資源化センタ ー係	1 災害時の廃棄物処理に関する事 2 廃棄物処理施設の応急復旧に関する事
	赤羽根市民センター班 班長 赤羽根市民セン ター所長 副班長 係長	市民生活係	1 災害対策本部との連絡調整に関する事 2 来庁者の避難誘導、庁内負傷者の応急救護に関する事 3 罹災証明書等の交付等に関する事 4 物資班の協力に関する事
福祉部 部長 福祉部長 副部長 地域福祉 課長 (兼)	福祉班 班長 地域福祉課長 副班長 高齢福祉課長	地域援護係 障害福祉係 高齢福祉係 長寿介護係	1 障害者・高齢者等の援護対策に関する事 2 福祉避難所の開設・運営に関する事 3 炊き出し、その他食品の供給に関する事 4 身元不明者の調査に関する事 5 災害ボランティアセンターの運営支援に関する事 6 被災者に対する資金の貸付及び援助に関する事 7 社会福祉施設の被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事 と。

部 名	班 名	班構成	所掌業務
こども健康部 部長 こども健康部長 副部長 次長兼保育士長 次長兼園長 次長兼健康課長(兼)	子育て支援班 班長 子育て支援課長 副班長 子育て支援課保育士長 副班長 子育て支援課主幹 副班長 児童発達支援センター長 副班長 児童発達支援センター分館長 副班長 親子交流館長	こども福祉係 こども保育係 親子交流係 子育て応援係 児童発達支援センター 児童発達支援センター分館 各保育園	1 児童福祉施設利用者の避難誘導に関する事 2 災害時の応急保育に関する事 3 園児と保護者との連絡調整に関する事
	救護班 班長 次長兼健康課長 副班長 健康課主幹	健康課専門官 健康政策係 健康増進係 母子保健係 保健係	1 医療関係施設の被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事 2 医療救護所の設置・運営に関する事 3 医療関係者の人材の確保に関する事 4 被災者の健康管理・メンタルヘルスに関する事 5 感染症の予防に関する事
農林水産部 部長 農林水産部長 副部長 次長	農政班 班長 次長兼農政課長 副班長 営農支援課長 副班長 農業公園管理事務所長 副班長 農業委員会事務局長 副班長 農政課専門官	農政企画係 農政振興係 農村整備係 公園管理係 営農支援係 庶務係	1 農地、農業用施設及び農作物等の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事 2 農林水産者に対する復旧資金の融資に関する事 3 畜産・水産施設並びに林地及び林業用施設の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事 4 災害復旧農業土木工事にに関する事 5 湛水防除用排水機の運転管理に関する事
商工観光部 部長 商工観光部長 副部長 次長兼企業立地課長(兼)	商工班 班長 次長兼企業立地課長 副班長 商工課長 副班長 観光課長	商工係 企業立地係 観光振興係 観光施設係	1 観光施設及び商・工業施設の被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事 2 被災商工業者に対する融資に関する事 3 観光客（釣り人・サーファー等を含む。）の避難に関する事 4 物資班の協力に関する事 5 臨海企業及び田原公共ふ頭・港湾管理者への情報伝達及び被害状況の取りまとめに関する事
都市建設部 部長 都市建設部長 副部長 建設調整官	土木班 班長 維持管理課長 副班長 建設企画係長	建設企画係 管理係 維持係	1 災害救助活動に伴う応急対策に関する事 2 水防災害対策に関する事 3 道路の通行規制及び障害物の除去に関する事 4 災害時の被災地復旧支援のための資材等の手配に関する事 5 災害復旧土木工事にに関する事 6 公共土木施設等の応急対策に関する事 7 港湾及び漁港の被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事 8 非常災害時土地使用許可に関する事

次長兼建設課長	都市政策班 班長 街づくり推進課長 副班長 都市整備係長	都市政策係 公共交通係 都市整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画施設（道路及び公園等）の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめに関する事。 2 公共交通機関の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめと復旧に関する事。 3 ライフライン（上下水道を除く。）の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめと復旧に関する事。 4 帰宅困難者対応に関する事。
---------	-------------------------------------------	-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

部 名	班 名	班構成	所掌業務
	建築班 班長 建築課長 副班長 建築係長	開発指導係 建築係 住宅政策係 住宅管理係	1 公共建築物の災害復旧に関する事。 2 応急危険度判定に関する事（庁舎を含む。） 3 被災宅地危険度判定に関する事。 4 応急仮設住宅の建築、募集、受付等に関する事。 5 被災者住宅の応急修理に関する事。 6 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事。 7 一般住宅の災害融資に関する事。
上下水道部 部長 上下 水道部長 副部長 下水道課長 (兼)	水道班 班長 水道課長 副班長 工務係長	業務係 工務係	1 飲料水の供給に関する事。 2 情報の収集、被害報告及び応援要請に関する事。 3 水道施設の応急修理及び復旧に関する事。
	下水道班 班長 下水道課長 副班長 下水道課専 門官	経営係 施設整備係	1 下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 汚水処理施設の運転管理に関する事。 3 し尿収集・処理に関する事。 4 し尿処理資材等に関する事。
渥美支所部 部長 渥美支所 長 副部長 市民サー ビス課長 (兼)	渥美支所班 班長 市民サービス 課長 副班長 市民サービ ス課専門官	地域係 施設係 窓口係	1 渥美地域の災害対応に関する事。 2 災害対策本部との連絡調整に関する事。 3 来庁者の避難誘導、庁内負傷者の応急救護に関する事。 4 罹災証明書等の交付等に関する事。 5 管内関係施設の災害対策・被害調査及び被害状況の取りまとめ に関する事。 6 物資班の協力に関する事。 7 渥美地域の湛水防除用排水機の運転管理に関する事。
教育部 部長 教育部長 副部長 次長兼館 長	教育班 班長 教育総務課長 副班長 学校教育課 長	教育総務係 給食係 学校教育係 学校運営係	1 児童生徒の避難誘導、負傷者の応急救護に関する事。 2 学用品の給与及び応急教育に関する事。 3 給食に関する事。 4 児童生徒・保護者との連絡調整に関する事。
	生涯学習班 班長 生涯学習課長 副班長 スポーツ課 長 副班長 文化財課長 副班長 生涯学習課 主幹	生涯学習係 ふるさと教育係 施設管理係 スポーツ係 アジア大会係 文化財係 中央図書館係 渥美図書館係 避難所担当職員	1 生涯学習施設等利用者の避難誘導に関する事。 2 避難所の開設・運営に関する事。 3 物資班の協力に関する事。
議会事務局 部長 議会事 務局長 副部長 議事課 長(兼)	議会班 班長 議事課長 副班長 係長	議事係	1 市議会議員との連絡調整に関する事。

部 名	班 名	班構成	所掌業務
消防部 部長 消防長 副部長 消防次長 兼消防課 長（兼）	消防班 班長 次長兼消防課 長 副班長 係長	消防係	1 消防団（水防団）の出動に関すること。 2 災害の警戒に関すること。 3 災害応急活動に関すること。
	予防調査記録班 班長 予防課長 副班長 予防係長	予防係 危険物係	1 災害の予防に関する啓発広報に関すること。 2 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 火災原因及び損害の調査に関すること。 4 消防関係の災害情報、気象情報の収集伝達に関すること。 5 消防施設、危険物施設の災害対策、被害調査及び被害状況の取りまとめに関すること。 6 石油コンビナート等の被害調査及び被害状況の取りまとめに関すること。
	指揮班 班長 消防署長 副班長 指揮隊長 （第1） 副班長 指揮隊長 （第2） 副班長 指揮隊長 （第3）	指揮第1係 指揮第2係 指揮第3係	1 救急業務に関すること。 2 火災、救助活動に関すること。 3 災害の警戒に関すること。 4 災害気象観測に関すること。 5 消防通信に関すること。
	警防田原班 班長 消防署長（兼） 副班長 警防第1係長 副班長 警防第2係長 副班長 警防第3係長	警防第1係 警防第2係 警防第3係	
	警防赤羽根班 班長 赤羽根分署長 副班長 警防第1係長 副班長 警防第2係長 副班長 警防第3係長	警防第1係 警防第2係 警防第3係	1 救急業務に関すること。 2 火災、救助活動に関すること。 3 災害の警戒に関すること。
	警防渥美班 班長 渥美分署長 副班長 警防第1係長 副班長 警防第2係長 副班長 警防第3係長	警防第1係 警防第2係 警防第3係	1 救急業務に関すること。 2 火災、救助活動に関すること。 3 災害の警戒に関すること。